

元高治林第419号
令和元年6月18日

治山林道課長

「治山林道工事設計労務単価及び設計資材単価」及び「土木工事設計労務単価及び資材単価」に記載されていない材料単価の決定方法（試行）について（通知）

このことにつきまして、森林整備保全事業における「治山林道工事設計労務単価及び設計資材単価」及び「土木工事設計労務単価及び資材単価」に記載されていない材料単価の決定方法について、下記のとおり試行を行うこととしましたので通知します。

記

1. 材料単価の決定方法

(1) 「Web 建設物価」に掲載されている単価を採用する。「Web 建設物価」にないものについては、「積算資料電子版」に掲載されている単価を採用する。

※これまでのように双方の平均価格とする必要はない。

(2) 物価資料に掲載されている地区が①「当該地区」②「県庁所在地」、「四国」、「全国」の場合は採用できることとし、①、②の順番で採用する。

2. 適用日

令和元年7月1日以降に積算するものから適用する。